

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 事業契約書（案） 変更対照表（修正版 第2回）

番号	頁・項	変更前	変更後
1	別紙3 P6 第1章 1(2) イ(ウ)	建設期間中変動費③は、平野下水処理場で処理オーバーする未処理脱水分離液について、市に発生し、事業者が負担する費用とする。	建設期間中変動費③は、 <u>舞洲スラッジセンター及び平野下水処理場で発生する未処理脱水分離液を市で処理する費用であり、これについては、事業者が負担するものとする。</u>
2	別紙3 P12 第2章 3(2) イ(ウ)	(※印4点目) ※NH4-N濃度については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による <u>週一回</u> の測定値の平均値とする。	(※印4点目) ※NH4-N濃度については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による <u>月2回</u> の測定値の平均値とする。
3	別紙3 P14 第2章 3(3) イ(ウ)	(※印4点目) ※NH4-N濃度については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による <u>週一回</u> の測定値の平均値とする。	(※印4点目) ※NH4-N濃度については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による <u>月2回</u> の測定値の平均値とする。
4	別紙3 P17 第4章 3(1)	ア 改定指標の評価： <u>毎年7月1日時点で確認する最新の指標により評価を行う。</u> イ 対価の改定： <u>原則として翌年度4月1日以降の維持管理運営費支払いに反映する。</u>	ア 改定指標の評価： <u>改定指標は、事業者が指標の報告を行った月の前月から遡って3ヶ月間を対象とし、その期間の指標（確報値）の平均値により算出する。</u> イ 対価の改定： <u>対価の改定は、設定した改定指標の最終月（以下「基準月」という。）の翌月以降の建設期間中維持管理運営費又は</u>

			<p>維持管理運営費の支払いに反映する。ただし、直近の改定から3ヶ月以内の改定及び、事業の最終年度の3月分の指標を用いたサービス対価の改定は物価変動の状況如何にかかわらず行わないものとする。</p> <p>ウ 指標の報告：事業者は、下記(2)のウのβ(変動率)及びβ算出の根拠資料(下記(2)のアの報告月の前月の指標及び前月から遡って3か月の平均値)について、市に毎月15日(15日が休日の場合は、翌営業日)までに報告するものとする。</p>																														
5	別紙3 P17 第4章 3(2)	<p>サービス対価の改定は<u>支払区分</u>ごとに行う。支払区分の費用項目に対応した指標の増減率及び、各費用項目の額から算出した物価変動等による<u>当該年度の翌年度以降</u>のサービス対価の変動率が、±1.5パーセントを超える場合にそれぞれ見直し<u>を行うものとする。</u></p>	<p>サービス対価の改定は、<u>第1章2サービス対価の内訳のまとめ「表. サービス対価の内訳」</u>に示す支払区分ごとに行う。支払区分の費用項目に対応した指標の増減率及び、各費用項目の額から算出した物価変動等による<u>基準月の翌月以降の支払区分毎</u>のサービス対価の変動率が、±1.5パーセントを超える場合にそれぞれ見直しの対象とする。</p>																														
6	別紙3 P17 第4章 3(2) ア	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>費用項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変動費①</td> <td>水道料金、 工水料金</td> <td>受注者が供給事業者等より請求された<u>料金</u>(従量料金分)</td> </tr> <tr> <td>変動費②</td> <td>水道料金、 工水料金</td> <td>受注者が供給事業者等より請求された<u>料金</u>(従量料金分)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">・</td> </tr> <tr> <td>有効利用 費</td> <td>焼却灰</td> <td>企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局) ・大類別：諸サービス・小類別：廃棄物処理</td> </tr> </tbody> </table>	区分	費用項目	指標	変動費①	水道料金、 工水料金	受注者が供給事業者等より請求された <u>料金</u> (従量料金分)	変動費②	水道料金、 工水料金	受注者が供給事業者等より請求された <u>料金</u> (従量料金分)	・			有効利用 費	焼却灰	企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局) ・大類別：諸サービス・小類別：廃棄物処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>費用項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変動費①</td> <td>水道料金、 工水料金</td> <td><u>大阪市水道局の料金改定に伴う価格の変動率</u></td> </tr> <tr> <td>変動費②</td> <td>水道料金、 工水料金</td> <td><u>大阪市水道局の料金改定に伴う価格の変動率</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">・</td> </tr> <tr> <td>有効利用 費</td> <td>焼却灰</td> <td><u>国内企業物価指数並びに企業向けサービス価格指数の該当項目</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	費用項目	指標	変動費①	水道料金、 工水料金	<u>大阪市水道局の料金改定に伴う価格の変動率</u>	変動費②	水道料金、 工水料金	<u>大阪市水道局の料金改定に伴う価格の変動率</u>	・			有効利用 費	焼却灰	<u>国内企業物価指数並びに企業向けサービス価格指数の該当項目</u>
区分	費用項目	指標																															
変動費①	水道料金、 工水料金	受注者が供給事業者等より請求された <u>料金</u> (従量料金分)																															
変動費②	水道料金、 工水料金	受注者が供給事業者等より請求された <u>料金</u> (従量料金分)																															
・																																	
有効利用 費	焼却灰	企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局) ・大類別：諸サービス・小類別：廃棄物処理																															
区分	費用項目	指標																															
変動費①	水道料金、 工水料金	<u>大阪市水道局の料金改定に伴う価格の変動率</u>																															
変動費②	水道料金、 工水料金	<u>大阪市水道局の料金改定に伴う価格の変動率</u>																															
・																																	
有効利用 費	焼却灰	<u>国内企業物価指数並びに企業向けサービス価格指数の該当項目</u>																															

7	別紙3 P18 第4章 3(2) イ	<p>費用項目に対応する指標の増減率は、<u>当該費用項目に係る当該年度の指標と、最後にサービス対価の見直しを行った年度の指標</u>（初めてサービス対価の見直しを行う場合にあっては、令和2年度の指標（令和2年4月から令和3年3月までの平均））の増減分を、最後にサービス対価の見直しを行った<u>年度</u>の指標で除して算出する。</p> $\alpha = \left( \frac{\text{見直し時における最新の指標（直近12ヶ月の平均値）}}{\text{最後に見直しを行った年度の指標（直近12ヶ月の平均値）}} - 1 \right) \times 100$ <p><math>\alpha</math>：増減率（パーセント） ※<math>\alpha</math>は、小数点第2位未満切り捨てとする。</p>	<p>費用項目に対応する指標の増減率は、<u>当該費用項目に係る最新の指標と、最後にサービス対価の見直しを行った期間の指標</u>（初めてサービス対価の見直しを行う場合にあっては、令和2年度の指標（令和2年4月から令和3年3月までの平均））の増減分を、最後にサービス対価の見直しを行った<u>期間</u>の指標で除して算出する。</p> $\alpha = \left( \frac{\text{見直し時における最新の指標（直近3ヶ月*1の平均値）}}{\text{最後に見直しを行った期間の指標（3ヶ月*2の平均値）}} - 1 \right) \times 100$ <p><math>\alpha</math>：増減率（パーセント） ※<math>\alpha</math>は、小数点第2位未満切り捨てとする。 <u>*1 事業者が指標の報告を行った月の前月から遡って3ヶ月。</u> <u>*2 初めてサービス対価の見直しを行う場合は、令和2年4月から令和3年3月までの平均値。</u></p>
8	別紙3 P18 第4章 3(2) ウ	<p>ウ <u>当該年度の翌年度以降の構成</u>区分ごとのサービス対価 次式により、<u>当該年度の翌年度以降</u>のサービス対価の変動率を算出する。</p> $\beta = (Y / X - 1) \times 100$ <p><math>\beta</math>：変動率（パーセント） X：物価変動等考慮前の<u>当該年度の翌年度以降</u>のサービス対価 Y：物価変動等考慮後の<u>当該年度の翌年度以降</u>のサービス対価</p>	<p>ウ <u>基準月の翌月以降の支払</u>区分ごとのサービス対価 次式により、<u>基準月の翌月以降</u>のサービス対価の変動率を算出する。</p> $\beta = (Y / X - 1) \times 100$ <p><math>\beta</math>：変動率（パーセント） X：物価変動等考慮前の<u>基準月の翌月以降</u>のサービス対価 Y：物価変動等考慮後の<u>基準月の翌月以降</u>のサービス対価</p>
9	別紙3 P19 第4章 3(2)	<p>エ サービス対価の見直し 上式により算出した<math>\beta</math>が±1.5%を超える場合、<u>当該年度の翌年度以降</u>のサービス対価はYを採用するものとし見直しを行う。</p> $Y = X ( \beta / 100 + 1 )$	<p>エ サービス対価の見直し <u>事業者が毎月報告を行う改定指標により、直近3か月で上式により算出した<math>\beta</math>が-1.5%を超えて下回った場合、基準月の翌月以降のサービス対価はYを採用するものとし、サービス対価の見直し</u></p>

	エ		<p>しを行う。</p> <p>事業者が毎月報告を行う改定指標により、直近 3 か月で正式により算出した <math>\beta</math> が <u>+1.5%</u> を超えて上回り、事業者が請求した場合、<u>基準月の翌月以降</u> のサービス対価は Y を採用するものとし見直しを行う。</p> $Y = X \left( \beta / 100 + 1 \right)$
10	別紙 3 P19 第 4 章 3 (2) オ		<p>(項目追加)</p> <p><u>オ 支払に係る特記事項</u></p> <p>各年度において、当該年度の 3 月分のサービス対価に改定があった場合には、その支払日における支払額は改定前の金額を支払うものとし、改定後の価格との差額については、翌年度のサービス対価として翌年度最初の支払日において、翌年度に実施したサービス対価と調整して支払うものとする。</p>
11	別紙 3 P19 第 4 章 3 (2) オ		<p>(削除)</p>